



UNIC Tokyo Dateline UN

April/May 2010 Vol.71

国際連合広報センター

国連生物多様性会議の名誉大使に アーティストの MISIA さん

潘基文（パン・ギムン）国連事務総長は3月1日、日本の女性歌手MISIA（ミーシャ）さんを、10月18日から29日にかけて愛知県名古屋市で開催される国連生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の名誉大使に任命しました。MISIAさんは、減少を続ける生物資源についての認識を促し、生物多様性の持続可能な利用について広く知らせる役割を担います。

事務総長は、「国際生物多様性年の今年、人間が自然環境から切り離されているという人々の意識を変え、生物多様性の損失がもたらす影響に対する理解を高めなければならない」と述べ、MISIAさんの任命が「地球上の命を守ること、そして生物多様性の損失速度を減速させるための活動に光を当てるだろう」と期待を表しました。

MISIAさんは名誉大使任命にあたり、「これまで世界各地を訪れた中で実感したのは、人々の生活や文化は多様で、その多様さは各地の豊かな自然にはぐくまれているということ。そして、世界が抱えている貧困、戦争、環境問題、これらの悲しい問題はどこかでつながっていると感じている。生物多様性、そしてそこから見えてくる世界の問題に目を向け、皆さんと共に考え、行動していきたい」とコメントしました。

国際生物多様性年の今年、国連は10月に名古屋市でCOP10を開催すると共に、9月の第65回国連総会にあわせて生物多様性に関する首脳級のハイレベル会合を国連本部で開催する予定です。

国際生物多様性年ロゴマーク→



©Rhythmmedia inc.

生物多様性条約

Convention on Biological Diversity = CBD

1992年にブラジルのリオデジャネイロで行われた「地球サミット」で署名公開され、翌1993年12月に発効した条約。生物多様性の保全と持続可能な利用、および遺伝資源の利用がもたらす恩恵を公正かつ公平に共有することを目的とする。193の国・地域が締約国で、全世界をほぼ網羅して地球上の生物の保護に取り組む条約となっている。

気候変動による脅威を含め、生物多様性と生態系サービスへのあらゆる脅威に取り組む。科学的評価、手段、インセンティブ、プロセスの開発、技術や成功事例の移転に加え、先住民や地域社会、青少年、NGO、女性団体、経済界などの関係者による活発な参画によって進める。

カナダのモントリオールに条約事務局を置く。

CBD ウェブサイト（英語）www.cbd.int

アジェンダ2010：国連が2010年に取り組む7つの戦略的機会 P2-3

移住者の人権に関する特別報告者、訪日調査を実施 P4-5

日本人国連職員による寄稿：カンボジア特別法廷～真の和平へ向けて～ P6

トピックス：パスコー政治問題担当事務次長らが訪朝 P7

トピックス：12人目の国連ピース・メッセンジャーにマータイさん P7

追悼：UNMIT事務総長副特別代表川上隆久氏 P8



「アジェンダ 2010」にみる 7つの戦略的機会

21世紀の新たな10年のスタートにあたり、国連と国際社会が最初の10年、すなわちミレニアムの始まりをどのように迎えたかを振り返ることには意義があります。

前例のないほど多くの世界の首脳が出席した2000年9月の国連ミレニアム・サミットでは、「国連ミレニアム宣言」という画期的な文書が生まれました。この総会決議は、より平和で繁栄した公正な未来の実現に向けて、世界が従うと決めた原則や願いをまとめたもので、その目標と対象は平和と軍縮、貧困撲滅、環境保護、人権、そして最も脆弱な人々に向けられました。

それから10年後の今、国際社会はこの間に起こった様々な予期せぬ出来事、すなわち大規模なテロ攻撃や2008-2009年にかけての深刻な経済不況、過去最低水準から急騰した食料価格、気温や気候の変動などへの対応を迫られています。ミレニアム宣言という希望の道標に照らし合わせて現在の自分たちの立ち位置を見つめ、何をすべきなのかを確認する機会を与えられているのが、まさに今なのです。

パン・ギムン
潘基文事務総長が今年1月に発表した、2010年に取り組むべき7つの戦略「アジェンダ2010」を見てみましょう。

1. ミレニアム開発目標（MDGs）を達成するため、人・資源を動員する

潘事務総長は、ミレニアム開発目標（MDGs）に対して特に注目を集めようと努めており、9月20-22日には、「MDGサミット」が総会で開催されます。事務総長は、「サミットで目標達成への取り組みを後押しする具体的な計画が生まれることを強く望んでいる」と語り、3月には目標と現状のギャップがどこにあり、何が必要なのかをまとめたアセスメント “*Keeping the Promise*（公約を守る）” を発表しています【写真上】。「極度の貧困と飢餓の撲滅」を目指すMDG目標1の進捗は、世界同時不況によって妨げられました。景気回復の兆しにより、進展が早いうちに再開するのではとの希望があるものの、雇用創出は多くの先進国と開発途上国で遅れています。飢餓の撲滅も岐路にあり、不況の影響を受けて栄養不良の状態にある人の数が増加したと推測され、その数は現在10億人を上回っています。

2. 気候変動に関する拘束力のある協定を協議する

気候変動への対応の緊急性は、昨年12月の国連気候変動会議（COP15）において、119カ国の国家元首が出席して確認されました。多くの国が、温室効果ガス排出を削減し適応へ向けた取り組みを進展させる助けとなる「コペンハーゲン合意」に賛成したものの、法的拘束力をもつ合意を生み出すことが必要です。こうした合意に達するため、交渉は2つの流れで進められるでしょう。1つは、京都議定書の下での新しい約束期間のための交渉、そしてもう1つは、米国のように京都議定書に参加していない

い国や新興国にも責任を求めるとするバリ・ロードマップの下での合意のための交渉です。COP15で増した勢いを2010年にも維持することが求められています。できるだけ多くの国がコペンハーゲン合意に関わり、12月にメキシコで開会されるCOP16において、法的拘束力のある合意に到達するために、コペンハーゲン合意の要素を利用する必要があります。

3. 女性の地位向上

2009年末、総会は新しい国連のジェンダー機関の設立を承認しました。世界中の女性たちが、この戦略的な目標の進展に期待を寄せています。事務総長の「**UNiTE to End Violence against Women campaign**（団結しよう、女性への暴力を終わらせるために）」キャンペーンは今年、地域・国家レベルに焦点を移し、新たに**武力紛争下の性的暴力撤廃に関する事務総長特別代表**にマルゴット・ヴァルストレム氏を任命して強化されます。女性のエンパワーメントにおけるもう1つの障害は、十分な医療ケアの欠如です。MDGsの中で最も実現が危ぶまれているのが、「妊産婦の健康状態の改善」を掲げる目標5です。測定が難しく、遠隔地医療サービスの拡大に依存しており、しばしば見落とされがちなため、妊産婦と新生児の健康が十分に保護されていない状況となっています。

4. 核なき世界に向かって前進する

事務総長は**核不拡散条約（NPT）再検討会議**を今年5月に開催し、条約の更なる強化を主導します。再検討会議は、他国に対して核兵器拡散を制限しようと試みてきた核保有国と、全ての加盟国による核軍縮がより優先され



るべきだと主張する非核保有国との相違に架け橋を渡すことを目指します。再検討会議が進展するためには、核保有国が軍縮に向けて真に前進する必要があります。1月のジュネーブ軍縮会議に寄せるビデオメッセージの中で、事務総長は「2010年が軍縮と不拡散において歴史的進展を遂げる年に成り得ると確信している。私の望みは甘い考えではなく、確固たる行動を起こすための現実的なチャンスに基づいている」と述べました。

5. 増悪に満ちた紛争を予防し、解決する

「私たちは国内であれ国家間であれ、戦争の惨禍から人々を守るために、いかなる努力も惜しまない」。ミレニアム宣言で世界のリーダーたちはこう誓いました。仲介と予防外交の機能を強化することは、国連が目標を達成する上でより良い状況を生むだろうと事務総長は「アジェンダ2010」の中で述べています。国連はまた、依然として続いている紛争問題にも携わっており、2009年には平和維持活動（PKO）の展開数が過去最高レベルとなりました。膨大な人的・財政的関与を考慮し、PKOフィールド・サポート局は「新パートナーシップ基本方針」と銘打ったイニシアティブを展開し、すべてのパートナーと広範囲に及ぶダイアローグを重ね、国連PKOという組織を適応・強化させる取り組みを行っています。その対となるもう一方が、活動現場に関する新たなグローバル・サポート・ストラテジーです。こうした改革によって、PKO要員と機材を配置

するために必要な時間を短縮し、民間人の保護におけるPKO要員の役割を明確にすることが求められます。

6. 人権と法の支配を促進する

総会は今年、人権理事会の見直しを始めます。設立から4年目を迎える同理事会は、その長所及び短所の両方を判断するための十分な記録を蓄えています。1月のハイチ地震の際に素早く対応したように、理事会は地震が起る前から存在していた貧困や差別といった脆弱性に対応するため、特別会合を開きました。ウガンダの首都・カンパラで開かれる国際刑事裁判所（ICC）に関する5月の再検討会議は、「ジェノサイド（集団殺戮）や国際社会に対するその他の深刻な犯罪の説明責任という大義を推進する絶好の機会となる」と事務総長は述べています。

7. より強い国連を構築する

「国連を強化すること」はミレニアム宣言の主要な項目であり、事務総長にとっても中心となる政策です。事務局はマネジメントの活性化と将来のリーダーの育成に力を注ぎます。最新情報とコミュニケーション技術をより上手く活用するキャンペーンは続きます。「こうした取り組みによって、国連は委ねられたマンデートに対してより迅速に、より効果的に対応することができるようになる」と事務総長は述べています。

移住者の人権に関する特別報告者、訪日調査を実施

国連の特別報告者を務めるホルヘ・A・ブスタマンテ氏が3月23日から9日間にわたって来日し、日本における移住者的人権について初の調査を行いました。ブスタマンテ氏は日本滞在の最終日となる3月31日に国連広報センターで記者会見を行い、暫定的調査結果を発表しました。会見にはメディアを中心におよそ60名が参加し、日本社会における移住者への関心の高さが伺われました。以下は暫定的調査結果と予備的勧告からの抜粋です。

移住者的人権に関する国連特別報告者は、経済危機が移住者へ与える影響を低減するために日本が講じた措置を評価する一方で、市民団体から提供された情報によると、人種主義、差別や搾取が存在し、司法機関や警察に移住者の権利を無視する傾向があり、また人権の保護を含む包括的な入国管理政策が欠如しているなど、一連の課題が存在することに注目している。

特別報告者は、東京、名古屋、豊田、浜松を訪れ、大臣、国や地方の行政機関及び国際機関の職員、弁護士、学者や教員、市民団体のメンバー及び移住女性・男性・子どもたちと面談し、東日本入国管理センター、外国人学校、移住者団体等を視察した。

特別報告者は、移住者が直面する人権問題の深刻さに対処するため日本政府が行っている努力、特に経済危機後に進めた取り組みに注目する。(1) 金融危機の結果、私立の外国人学校を退学し、日本の公立学校に転入する移住者の子どものための日本語指導の実施、(2) 地方行政により認可された一部外国人学校への助成などは、移住者の子どもが教育を受ける権利を実現する注目すべき取り組みであり、積極的な例として挙げられる。

さらに、地方行政レベルにおいても、国からの助成金を受けて公共職業安定所に通訳を配置したり、日本語学習支援基金の創設（愛知県など）により、



企業が移住労働者やその子どもたち向けの日本語学習教室を負担するなど、興味深い取り組みが進められていることが分かった、とブスタマンテ氏は述べた。移住者のニーズにどう対応すべきか議論する場として、27の自治体が集まって設けた、外国人集住都市会議も、また積極的な取り組みである、と特別報告者は述べた。

しかしながら、移住者及びその子どもの人権を保護するために、政府が取り組まねばならない課題も残されている、とブスタマンテ氏は指摘した。状況改善に向けて最も重要性の高い懸念及び予備的な勧告として、以下のようないくつかの課題が挙げられる。

○日本は、20年前から移住労働者を受け入れるようになったが、移住者の権利保護を保証する包括的な移民政策は実施されていない。移住者の上陸・在留を管理するだけでなく、移住者の社会統合及び就労・医療・住宅・教育を含む、移住者の権利を尊重する条件を、差別なく作り上げる制度を実現するた

め、明確かつ包括的な移民政策の実施が必要である。日本政府による、近年の一時的な暫定措置は、長期的な政策に変換していく必要がある。

○国籍に基づく人種主義及び差別意識は、日本に未だ根強く、職場、学校、医療施設、住宅などにおいて見られる。国連の人種差別撤廃委員会が勧告で示したように、外国人住民を人種又は国籍に基づく差別から効果的に保護する規定が、憲法や現行の法律に欠けているため、人種差別の撤廃と防止のための特別な法整備が求められる。

○研修・技能実習制度は、往々にして研修生・技能実習生の心身の健康、身体的尊厳、表現・移動の自由などの権利侵害となるような条件の下、搾取的で安価な労働力を供給し、奴隸的状態にまで発展している場合さえある。このような制度を廃止し、雇用制度に変更すべきである。

○特別報告者は、司法組織が国内法の規定に従い、移住者の権利を認めるべきであるにも関わらず、日本人を優遇しがちであるとの証言を多く聞いた。また、警察が外国人による苦情、又は移住者同士の争いなどに対応しない（外国人女性が関わるDVの案件を含む）という実情も移住者から聴取した。一部の移住者によると、司法・法執行機

関内で、外国人の権利が差別なく実質的に保障されるよう、緊急な対策が必要である。

○非正規滞在の移住者に対する収容政策の一般化 — 特に庇護希望者、子どもの保護者及び子ども自身を含む非正規滞在者を区別なく、場合によっては2-3年という事実上無期限収容に相当する長期収容が存在すること — などに懸念を表明する。収容を必要な場合のみに制限し、病気を患有者、未成年者の保護者などの収容は避けることができるよう、明確な基準を示すべきである。退去強制過程における最長収容期間を定め、期間が満了した時点で、被収容者を解放すべきである。さらに、収容所において適切な医療が提供されていない、人権侵害に対する有効な不服申し立て及び監視制度がないことも深刻な懸念材料と言える。

○特別報告者は、移住女性及び往々にその子どもに対する家庭内暴力(DV)の頻発に懸念を表明する。外国人女性が、たとえDVの被害者で

あっても、在留資格の更新において夫の協力に頼らなければならぬ状況や、またその在留資格の有無に基づいて、子どもの親権が裁判で定められる状況に、特に懸念を表明する。非常に弱い立場に置かれたシングル・マザー及びその子どもの保護・支援のための適切な政策が不足している。至急、政策を策定し、実施するべきである。

○多くの外国人の子どもが、日本において不就学の状況にある。外国人の子どもが、外国人学校又は日本の学校で学べるよう、また日本語を効果的に学習できるよう促進する措置を、政府は強化すべきである。特別報告者は、日本で生まれ、10~15年間暮らしていた子どもの親が、退去強制処分となったり、収容されたりし、非正規滞在という在留資格のみに基づいて、親子が離ればなれになった数々の実態を聞いた。子どもの最善の利益

の原則にのっとり、家族は分離されなければならない。

○特別報告者は、移住労働者に対する民間雇用者による雇用、昇格機会、労災の際の医療へのアクセス、不当な解雇脅迫における明らかな差別の状況を聞いた。正規・非正規を問わず、移住労働者は多くの場合、短期契約で働いているため、不安定で差別的な条件で雇われ、社会保障及び医療サービスへのアクセスがないとの状況説明を受けた。民間企業が移住労働者の雇用条件を監視する制度に、特別な注意を払うべきである。

今回の訪日の報告書は、国連人権理事会の年内のセッションに提出される予定である。

*本文は特別報告者の発表したプレスリリースの非公式暫定訳に基づきます。



【写真・左】ジュネーブのパレ・デ・ナシオンで開催された国連人権理事会第12回会期(2009年9月)【右】国際移住機関(IOM)の提供する車両で移動するティモールの国内避難民たち(2007年12月) Photos: UN/DPI

Human Rights Council

人権理事会の「特別手続き」とは?

特別手続きとは、特定の国の状況やテーマ別の問題に対応するためのメカニズムを総称するもので、人権委員会によって確立され、後に人権理事会に引き継がれました。特別手続きは、特別報告者、代表、独立した専門家と呼ばれる個人が務める場合と、5人で構成されるワーキング・グループが務める場合があります。人権専門家は独立しており、個人の資格で務め、報酬は受けません。

特別手続きには現在、8つの国別マンデートと31のテーマ別マンデートがあります(右参照)。ブスタマンテ氏が扱う「移住者の人権」は、人権高等弁務官が今年1月に発表した2010-2011年の戦略プランの6つの優先課題の1つに入る重要な課題です。ブスタマンテ氏は2005年の就任以来、韓国、インドネシア、米国、メキシコ、グアテマラ、ルーマニア、イギリス、セネガル等を調査訪問しています。

【8つの国別マンデート】

ブルンジ、カンボジア、朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)、ハイチ、ミャンマー、パレスチナの被占領地、ソマリア、スーダン

【31のテーマ別マンデート】

適切な住居、アフリカ系の人々、恣意的拘束、子どもの売買、文化的権利、教育、強制的もしくは不本意な失踪、略式裁判による刑の執行、極度の貧困、食料、対外債務、意見及び表現の自由、宗教もしくは信条の自由、身体的及び精神的健康、人権の擁護者、司法の独立、先住民、国内避難民、外国人傭兵、移住者、少数者問題、人種主義と人種差別、現代的形態の奴隸、国際的団結、テロリズム、拷問、有害かつ危険な製品や廃棄物の違法移動及び投棄、人身売買、多国籍企業、安全な飲料水と衛生、女子に対する暴力



カンボジア特別法廷 ～真の和平へ向けて～



カンボジアの国連クメール・ルージュ裁判支援事業（UNAKRT）で広報官を務める日本人国連職員・前田優子さん【写真】が、カンボジア特別法廷で続く裁判の行方を報告します。

クメール・ルージュ、ポル・ポト政権と聞いて、ピンと来る日本人がどれほどいるだろうか？ カンボジアではいま、1970年代後半のポル・ポト政権下で繰り広げられた殺りくの責任を問う「カンボジア特別法廷」で、戦犯を裁いている。ポル・ポトをリーダーとするクメール・ルージュ時代、少なくとも170万人が拷問や処刑、強制労働、飢えによって死に至ったと言われるが、いわゆるクメール・ルージュ裁判は30年間待ち望

まれていた最後の戦後処理であり、真の和平へ向けた癒しの過程でもある。

特別法廷は、2006年2月、カンボジア国内法廷として開設された。ただ国内法廷と言いつながら、国連が深く関わっており、判事や検察官など司法官の半数近くが外国人で、法廷を支える司法部や事務局スタッフも約3分の1を国連スタッフが占める、いわば国際化された国内法廷である。カンボジア刑事法のほか、「人道に対する罪」や「虐殺罪」など国際刑事法も適用し、ポル・ポト政権元幹部ら1975年から1979年初頭にかけて繰り広げられた戦争犯罪に対して最も責任の重い者を裁くことを目的に、現在、キュー・サンファン元国家主席、イエン・サリ元副首相ら5人を拘留している。

このうち、ポル・ポト政権下で最も悪名高き治安施設S-21の元所長カン・ケック・イウ（通称ドゥイ）の公判が、2009年3月から11月にかけて開かれ、特別法廷第1ケースとして審理された。S-21は、罪なき人々をスパイ容疑などで拘束・拷問の末、処刑場に送り出した施設で、少なくとも1万2千人以上の人々がここに送り込まれたとされる。生きてS-21を後にしたのはたったの7人。77回に及んだ審理では、数少ない生存者のほか拷問を実際に加えた元尋問官ら、計55人が証言台に立ち、水攻めや電気ショックなどあの手この手で拷問が繰り返された治安施設の実態を明るみにした。



ポル・ポト政権下の治安施設S-21からの生存者チュン・メイ氏による証言を聞こうと大勢の人々が傍聴席に詰めかけた（2009年6月30日） ©カンボジア特別法廷

生存者一人の一人チュン・メイ氏は、寝返りを打つのさえ許可なくしてできず、拷問の際には足の親指の爪をひき剥がされたと証言、またライ・チャン氏は苦渋に満ちた顔で自身の尿を飲んでのどの乾きを癒したと話した。時に絶句し涙を見せながら証言する人々に、裁判官のみならず傍聴席にいた人々も何度も心をえぐられる思いをしたことか。内戦後30年間、子どもや孫にも話せなかつた悪夢の日々を、声を振り絞りながら証言するカンボジア人たちには、本当に頭の下がる思いだ。「私たち犠牲者が望んでいるのは、真実を明らかにし正義をもたらすこと、ただそれだけなのです」とチュン・メイ氏は話すが、心の奥深くに負った傷をえぐるような作業は並大抵の覚悟ではできない。

被告のドゥイは裁判にも協力的で、公判中、何度も犠牲者に対して謝罪し、上層部からの命令で仕方ないものの、所長だった自分に全責任があると認めていた。これに対して検察は、情状酌量し懲役40年を求刑したが、ドゥイは最後の最後になって主張を覆し、結審で無罪放免を要求した。判決はまもなく言い渡される見通しだ。

公判の様子は毎回ケーブルテレビで生中継され、全国の人々が関心を持って眺めた。また私の所属する広報部の呼びかけに応じ、毎回地方から数百人の村人が押し寄せ、審理が佳境に入るにつれ、500席ある傍聴席は埋め尽くされていった。2009年11月末の最終弁論中は毎回1千人近くの人が訪れ、公判を通して延べ3万1千人が法廷に足を運んだ。これは国際戦犯法廷ではかつてない現象だ。

関心の高さは何を物語るのか。目を塞ぎたくなるような過去を明らかにし、本当の意味での「戦後にけり」をつけ、明日を築いていくとするカンボジア人の強い意志だろう。日本は、その運営費の約半分を財政負担する特別法廷の最大支援国である。真摯に過去と向き合うカンボジア人の軌跡を、日本の人々にもじっくりと見てもらいたい。

トピックス@UN

◎パスコー政治問題担当事務次長らが訪朝



©UNDP

リン・パスコー政治問題担当国連事務次長【写真】が、2月9日から12日にかけて朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）を訪問し、朝鮮半島の核兵器廃絶を話し合う6者協議への迅速な復帰を DPRK 政府関係者に求めました。国連高官による訪朝は6年ぶりです。

訪朝を終えたパスコー事務次長は国連本部で2月16日、同行したキム・ウォンス事務総長副官房長と共に記者会見を行いました。この中でパスコー氏は、「私たちは代理交渉するために訪朝したのではない。しかし、6者協議は前提条件なしに速やかに始める必要があることを、潘事務総長と私自身両方の視点から明らかにした」とパスコー氏は述べました。訪朝中、2人は金永南（キム・ヨンナム）最高人民会議常任委員長、外務大臣、副外務大臣と「友好的ではあるが率直な対話」を交わしたことを明らかにしました。

朝鮮半島の平和と安定を促進する努力の一環として、DPRK 高官との対話の開催と継続を目指し、会談では6者協議に関する話し合いのほか、DPRK と国連および近隣諸国との関係や人権、農業開発についても話し合ったとパスコー氏は述べました。また、潘事務総長が近々に訪朝する予定はないものの、DPRK 高官との国連本部での対話をいつでも歓迎する、と付け加えました。

訪朝中、パスコー氏とキム氏は、DPRK 国内で活動中の国連のカントリー・チーム、レジデント・コーディネーター、および6つの国連諸機関スタッフと面会。また、平壌の産科病院での国連の取り組みを視察し、栄養不良の子どもたちに強化食品を提供している世界食糧計画（WFP）の施設も訪れました。パスコー氏は、政府開発援助（ODA）の国民一人当たりの支給額が2～4ドル（中国からの出資を除く）である DPRK にとって国連の援助は不可欠であることを強調しました。この金額はミャンマーの15ドル、ジンバブエの50ドルと比べ、世界最低額であると推測されます。

今後の予定については、数カ月内に会議を開く意向と、複数の国連諸機関による訪朝の計画を表明しました。

トピックス@UN

◎12人目の国連ピース・メッセンジャーにマータイさん



©UNDP

潘事務総長は2009年12月、ノーベル平和賞受賞者であるワングアリ・マータイさん【写真・左】を、環境と気候変動に関する国連ピース・メッセンジャーに任命しました。ケニア出身のマータイさんは、大学教授、環境活動家、女性の権利提唱者、国会議員など、多くの分野で「女性初」として活躍、40年以上にわたって世界的な注目を集めてきました。

マータイさんは地域密着型の植林運動を提案し、植林を通じた貧困削減と環境保全を目指し、1976年に草の根の環境団体、グリーン・ベルト・ムーブメントを立ち上げました。同団体を通して、農場、学校、教会の敷地などに計4,000万本以上の木を植えるアフリカの女性たちの活動を支援しました。2006年からは世界170カ国で行われている Plant for the Planet: Billion Tree Campaign の後援者となるなど、積極的に森林保護活動に取り組んでいます。

持続可能な開発、民主主義、平和への貢献により、マータイさんは2004年、ノーベル平和賞を受賞しました。アフリカの女性として、また、環境活動家として初の受賞となりました。ノーベル女性の会では、マータイさんと他の女性受賞者が、平和、公正、平等を推進するために世界中の女性と共に活動を続けています。

国連ピース・メッセンジャー

- ・ハヤ・ビント・アル・フセイン王女（ミレニアム開発目標と飢餓）
 - ・指揮者 ダニエル・バルエンボイム（平和と寛容）
 - ・俳優 ジョージ・クルニー（平和維持）
 - ・作家 パウロ・コエーリョ（貧困および文化間の対話）
 - ・俳優 マイケル・ダグラス（軍縮）
 - ・靈長類学者 ジェーン・グドール（保護と環境問題）
 - ・バイオリニスト 五嶋みどり（ミレニアム開発目標と青少年）
 - ・チェロ奏者 ヨーヨー・マ（青少年）
 - ・ノーベル賞受賞者 ワンガリ・マータイ（環境と気候変動）
 - ・女優 シャーリーズ・セロン（女性への暴力撲滅）
 - ・ノーベル賞受賞者 エリ・ヴィーゼル（人権）
 - ・シンガー・ソングライター スティービー・ワンダー（障害者）
- 【敬称略】

各人の詳しい活動は <http://unic.or.jp/mop/> でどうぞ。

In Memory of Mr. Takahisa Kawakami



国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）事務総長副特別代表を務める川上隆久氏が3月15日、東ティモールの自宅で逝去されました（享年60歳）。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

潘事務総長は同26日に東京で當まれた葬儀に弔事を寄せ、長年にわたって国連平和維持活動に尽くされた同氏の急逝を悼みました。弔辞は、事務総長に代わって葬儀に参列したドミトリイ・チトフ 国連PKO局 法の支配及び治安制度部担当事務次長補が代読しました。

以下に事務総長によるメッセージをご紹介します。

故・川上隆久氏を悼む

川上隆久さんの突然のご逝去の報に接し、奥様の千恵子さん、ご長女の真緒さんをはじめ、ご遺族の皆様に謹んでお悔やみを申し上げます。私たち国連職員も、故人が献身的に勤務された赴任の人々も、同様に深い悲しみに包まれています。

故人は、模範的なプロ意識と誠実性、そして国連の理想実現に向けた搖るぎない決意とともに、平和の達成に向けて多大な貢献をされました。また真の地球市民、そして国際公務員として、国連と日本外務省で輝かしいキャリアを築かれました。国連平和維持活動の熱烈な支持者でもありました。故人は謙虚で、各国の利害関係者たちの意見に熱心に耳を傾ける、誰から

も愛される有能な国連職員でした。

かつて故人を知り、ともに働くという幸運に恵まれた方々からも、心のこもったメッセージが私のもとに届いています。

国連平和維持活動局アジア中東課主席事務官として、故人を覚えていらっしゃる方々も多いと思います。故人は当時、国連東ティモール暫定行政機構（UNTAET）の立ち上げに尽力されました。

また明石康・事務総長特別代表の側近として、カンボジアで平和維持活動に携わり、活躍する姿を思い出される方もいるでしょう。

さらに国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）の官房長時代に、故人から指導を受けた方々



東ティモールの国際空港で行われた故・川上隆久氏の追悼式典。アーマー・ハク特別代表をはじめ、UNMIT 上級職員、川上氏のご家族、日本政府の代表らが参列した（2010年3月）Photos: UN/DPI

もいらっしゃるはずです。

そして、これまで1年半にわたり、国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）で、私の副特別代表を務められた故人は、東ティモール政府の担当者、その他の国連パートナーと密接に連携し、この新生国家の司法・治安機構の強化に努めたことで、幅広く高い評価を受けています。

哀悼の意とともに、故人の生前の功績を称えようではありませんか。私たちにとって、“Takahisa”はかけがえのない存在でした。私たちはその遺志を継ぎ、今後もよりよい世界の構築に向け、まい進してゆく決意です。

— 潘基文国連事務総長
2010年3月26日



発行：国際連合広報センター

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-53-70 国連大学本部ビル 8階

TEL: 03-5467-4451 FAX: 03-5467-4455

URL: <http://www.unic.or.jp> / E-mail: unic.tokyo@unic.org